

( 続紙 1 )

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                |    |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----|-------|
| 京都大学                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 博士（ 人間・環境学 ）                                                   | 氏名 | 山崎 好加 |
| 論文題目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 神戸雑居地における外国人の土地取得と居住地形成<br>—明治期から第二次世界大戦終結期における北野町及び山本通を対象として— |    |       |
| <p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、慶応4年（1868）に日本政府によって設定された神戸雑居地のうち、外国人が多く居住し、現在も「異人館」と呼ばれる洋風住宅が残る北野町1丁目から4丁目及び山本通1丁目から4丁目（以下「北野町・山本通地区」）を対象に、外国人の土地取得の実態と土地所有の変遷から、外国人居住地としての北野町・山本通地区の展開を明らかにするものである。永代借地権により外国人の土地利用が認められた居留地に対し、雑居地は外国人が個別に土地所有者と賃貸契約を結ぶことで土地利用を許可された場所であった。そのため既往研究では外国人は借地人であることを前提に論じられてきた。本論文は、こうした前提を見直し、土地所有者としての外国人の動向に注目する。対象とする時期は、外国人による土地利用がはじまる明治期初頭から、外国人土地所有者の性格が大きく変化する直前の第二次世界大戦終結期までである。</p> <p>序章では、先行研究の整理と問題の所在の確認を行った上で、本論文の視角と目的、方法が提示される。</p> <p>第1章では、明治期初頭から明治40年（1907）頃までが扱われる。この時期特有の事象として、内縁関係にある日本人女性や、日本人女性との間に生まれた子供の名義で土地を取得する外国人が存在した事実が指摘される。なかでもイギリス人貿易商E. H. ハンターにはじまる範多家の所有地は、妻方の親族である平野家と日本国籍を持つ息子の名義で土地を集積することで、北野町・山本通地区内でも最大規模となったことを明らかにしている。加えて、外国人が取得した土地は、大阪湾への眺望が得られる高台の斜面地に位置する傾向がみられ、居住地に対する外国人の価値観を反映した選択であったことが考察される。</p> <p>第2章では、条約改正により居留地が返還され、外国人の内地雑居が認められた明治32年の前後から第一次世界大戦の影響があらわれる直前の大正5年（1916）頃までを分析している。明治29年の民法施行に伴い新設された地上権は、期間1000年といった事実上無期限の期間設定が可能であったため、長期間の地上権を設定する方法で土地を確保する外国人が明治30年代に集中して見られたことが指摘される。明治40年代に入ると、外国人が日本法人を設立し、その法人に土地所有権を取得させる方法が一般的となっていた。この時期の外国人所有地や地上権設定地には、自邸のほか病院やホテルが建設されるなど、外国人による居住環境の整備が進んだと考察される。</p> <p>第3章では、第一次世界大戦の影響を検討するため、開戦の大正3年から外国人土地法の施行により外国人及び外国法人名義の土地取得が可能となる大正15年までの動向を、第一次世界大戦において敵国人となったドイツ人の所有地に焦点を当てて分析している。旧</p> |                                                                |    |       |

居留地では、ドイツ人の持つ永代借地権が処分されたのに対し、北野町・山本通地区では、ドイツ人名義の山手永代借地一筆が敵性財産として接収されたものの、日本人親族名義や日本法人名義の土地に関しては、ドイツ人が実質的に所有し続けることが許され、第一次世界大戦を経てもドイツ人が利用した土地の多くはそのまま残ることになったと指摘する。その結果として、ドイツ人コミュニティの拠点が旧居留地から北野町・山本通地区へと移ったことが考察される。加えてこの時期には、外国人による貸家の増加や土地を外国人に売却する日本貸地人の増加がみられ、北野町・山本通地区は外国人居住地としての性格を強めていったと分析される。

第4章では、昭和2年(1927)から第二次世界大戦終結の昭和20年までの時期について、第二次世界大戦において敵国人とされた人々の所有地を考察している。第二次世界大戦の勃発により、昭和16年末に連合国側に属していた国や地域の人々の所有地が、敵産管理の対象となるなかで、日本人親族や帰化人、さらに日本政府から親日と認められた一部のインド人などについては敵国人とは見なされず、彼らの所有地は敵産管理の対象から除外されたことが明らかにされる。そうしたなかであって、外国人土地所有者たちは、名義を敵国人から日本人やインド人などに変更することで、敵産管理から逃れていたことが指摘される。

第5章では、大正15年から第二次世界大戦終結期における白系ロシア人やイスラム教、ユダヤ教を背景に持つ人々の動向に注目する。彼らの多くは難民として来日し、北野町・山本通地区の新しい住人となっていった。そのなかに小規模ながら土地を取得する人物や、取得した土地に集合住宅や宗教施設を新築する人物を確認することができ、宗教や民族などを紐帯とする新たなコミュニティが形成されていったことが指摘される。

終章では、第1章から第5章を総括し、北野町・山本通地区の外国人による土地取得、土地利用の展開を整理するとともに、居留地との関係、神戸における対象地区の位置づけ、都市形成の主体としての外国人の役割について考察される。そして最後は今後の展望と課題を提示して締めくくられる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、明治以降の日本における都市形成、市街地形成の主体としての外国人とその土地所有に着目するものである。従来の日本近代都市史研究においては、横浜、神戸ほかに設けられた外国人居留地や、ジェームス山など外国人によって拓かれた住宅地をめぐっては、都市計画や住宅地開発への外国人の関与が検討されてきた。しかし、そうした特殊な場所以外については、外国人の存在と土地をめぐる彼らの振る舞いに焦点を当てた研究は皆無といってよい。しかし、多くの外国人が訪日し、定住した明治以降の日本においては、外国人もまた都市を動かす主体であったと考えられる。日本人と同様に彼らもまた、土地を所有することで、都市形成や市街地形成に深く関与していた。本論文の新規性は、既往研究の盲点であった外国人の土地所有に焦点を当てたところにある。

研究方法は、神戸雑居地内の北野町・山本通地区を対象として、そのすべての土地について、法務局等が所蔵する土地台帳や登記簿を一筆ごとに調査することで、土地の所有者と取得時期、その上に建つ建物の所有者と建設年を把握し、それらの情報と外国人の住所録である『ジャパン・ディレクトリー』、英字新聞の『ジャパン・クロニクル』、外務省記録など当時の外国人事情を伝える様々な資料を突き合わせることで、外国人の土地取得と土地利用の実態を解明するというものである。扱われる期間は、明治期初頭から第二次世界大戦終結期までのおよそ80年間に及ぶ。

分析にあたって、対象とする期間を土地取得、土地利用に影響を与えた諸制度や国際社会状況から4つの時期に分け、それぞれの時期について詳細な分析が行われる。

第1章では、雑居地が設定されていた時期の状況を検討している。外国人による土地所有が許されなかったこの時期には、内縁関係の日本人女性やその親族、日本人女性との間に生まれた子供の名義で土地を取得することで、安定的な土地の保有を志向した外国人が存在したことが明らかにされる。本章での成果は、外国人を借地人としてのみ理解してきた既往研究に対し、新たな事実を提示するものとして重要である。

第2章では、内地雑居が許可されるとともに民法による地上権が登場するなど、新しい制度下での動きが捉えられる。ここでは外国人であっても事実上、土地所有と同等の権利を得ることができる長期間の地上権の設定がなされたこと、また、日本法人を立ち上げることで土地所有権を獲得していたことが明らかにされる。外国人の土地所有を容易にした法律や制度が、外国人居住地としての充実を後押ししたことを実証的に示したことは大きな成果といえる。

第3章では、第一次世界大戦による影響を、敵国人となったドイツ人の土地をめぐる動向から考察している。ドイツ人の永代借地権が処分された旧居留地に対し、北野町・山本通地区においてはドイツ人の土地所有、土地利用に対して日本政府は寛容であったと分析した上で、結果として旧居留地を追われたドイツ人がこの地区にコミュ

ニティの拠点を移したことが示される。本章は、この時期に旧居留地からドイツ人が撤退したことのみに指摘してきた既往研究に対し、その後のドイツ人の動向を明らかにすることで神戸の都市的展開の一端を解明した成果として注目される。

第4章、第5章では、外国人土地法が制定された大正15年から第二次世界大戦終結までの期間を検討し、大きく2つの動きがあったことを指摘している。ひとつは第二次世界大戦で敵国人とされた人々の動向である。彼らのなかには帰化して日本国籍を取得する、あるいは土地の名義を日本人親族に変更する手段で土地所有を継続する人物がいたこと、また、敵国の統治下にあっても親日と判断されたインド人などの所有地は敵産管理の対象とならなかったことが明らかにされる。もうひとつは白系ロシア人やユダヤ人、シリア人、トルコ人といった多様な国籍、宗教を背景とする新たな住人、土地所有者の登場である。彼らの大半は、混迷する世界情勢のなかで難民として日本に辿り着き、すでに外国人が多く暮らしていた北野町・山本通地区を定住地とするために、土地を取得していたことが考察される。明治以降、主として西ヨーロッパ出身の外国人が集住する場所として展開してきたこの地区が、第二次世界大戦を経て多様な国籍と宗教を背景とする人々が住む地区へと変貌していく過程を、高い解像度で描き出した点が評価できる。

以上のように、本論文は神戸雑居地の一部であった北野町・山本通地区について、外国人の土地取得と土地利用を80年間にわたって詳細に追った労作である。その成果は、既往の近代都市史研究の空隙を埋めるとともに、近代都市史研究の新たな地平を切り拓くものとして重要である。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和8年1月11日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降